

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関する
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更が行われるとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年1月13日変更）

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画第2担当 松浦・高橋・廣瀬・山野・鈴木・矢部
直通 03 (6257) 3086
e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp
ryuta.matsuura.j2p@cas.go.jp
daisuke.takahashi.c9z@cas.go.jp
akihiro.hirose.k7f@cas.go.jp
takahiro.yamano.k2s@cas.go.jp
haruto.suzuki.v7a@cas.go.jp
tomoyuki.yabe.n4v@cas.go.jp